

(1) 退職により普通徴収に切り替える場合の記入例

令和2年度 特別徴収・給与支払報告書にかかる給与所得者異動届出書

※ この届出書はすみやかに提出してください。

指定番号
05000000

椎葉村から送付した税額通知書の指定番号を記入してください。

椎葉村長様 <small>令和2年9月1日提出</small>	給与支払者 (特別徴収義務者)	名称 椎葉村株式会社	所在地 椎葉村大字下福良1762-1	係 総務係	氏名 椎葉太郎	TEL (0982)11-1111	
給与所得者 フリガナ トネガワハナコ		(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収税額 6月から8月まで	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ) 9月から5月まで	異動年月日 2年 8月31日	異動の理由 ① 退職 ② 死亡 ③ 休職 ④ 転職 ⑤ 転勤 ⑥ 長欠 ⑦ その他	異動後の未徴収税額の徴収 1月1日以降退職時までの給与支払額 3,800,321円 控除社会保険料額 222,333円
氏名	十根川 花子	12,000	3,000	9,000			
生年月日	大・昭・平 年 月 日						
1月1日現在の住所							
現住所	給与の支払を受けなくなった後の住所						

この欄は翌年の課税資料となりますので、必ず記入してください。支払額は賞与を含む総支給額です。

◎ 給与の支払を受けなくなった後の月割額(未徴収税額)を一括徴収する場合は、次の欄にも記載してください。

一括徴収の理由	給与又は退職手当等の支払予定日	一括徴収予定額	備考
1. 異動が令和2年12月31日までで、申出があったため(月 日申出)		合計	一括徴収した税額は月分で納入します。
2. 異動が令和3年1月1日以後で特別徴収の継続の希望がないため			
異動する人の印			

区分	事由
11 特別徴収継続	23 退職
66 一括徴収	26 死亡
12 普通徴収	24 休職
	21 転勤
⇒開始期	22 転職
1・2・3・4	25 長欠
5・6	98 その他

6月から、退職するまでの給与から徴収した税額を記入してください。

退職などにより、住所を変われた場合は新しい住所を詳しく記入してください。

※ 転勤等による新しい勤務先において、3.「特別徴収の継続」を希望する場合は次の欄をご記入ください。

給与支払者	新しい勤務先	指定番号
所在地	TEL()	
	名称	
	月割額 _____ 円を _____ 月分	※
	から徴収するよう連絡済です。	

(市町村提出用)

一括徴収とは 残税額を最後の給与又は退職金より差引くことです。令和3年1月4日~4月30日までの退職の場合は申し出がなくても「一括徴収」してください。